

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を
令和 8 年 4 月 2 4 日午後 2 時 0 0 分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 1 4 名

2. 出 席 委 員 1 3 名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋 善一	2 番	竹田 壮芳	3 番	安達 芳紀
4 番	佐藤 文好	5 番	松田 繁徳	6 番	浅野 厚司
7 番	錦 礼子	8 番	菊地 直子	9 番	山岸 誠
10 番	倉田 健三	11 番	村越 竜仁	12 番	朝倉 善則
14 番	渡沢 寿				

3. 欠 席 委 員 1 名にしてその氏名は次のとおり

13 番 黒澤 ちよ子

4. 出席事務局職員

南陽市農業委員会	事 務 局 長	金子 健
同	上 事務局長補佐	小川 正樹
同	上 農 地 係 長	島崎 和也

5. 付 議 事 件

日程第 1		会議録署名委員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告について
日程第 4	報第 7 号	南陽市認定農業者の認定について
日程第 5	報第 8 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
日程第 6	議第 1 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第 7	議第 1 5 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第 8	議第 1 6 号	南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

6. 会 議 の 要 領

(開会：ときに午後2時00分)

議長（高橋会長）

令和8年4月17日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、13名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、13番 黒澤ちよ子委員1名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

4番 佐藤文好委員、5番 松田繁徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 4番 佐藤 文好 委員
5番 松田 繁徳 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第7号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長

ただ今上程されました、報第7号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、南陽市とその他の市町等をまたいで農業を経営する広域認定の場合は県の認定となるため、山形県から南陽市長に対し、4件について、3ページ、令和8年1月15日付け、6ページ、9ページ3月1日付け、12ページ、3月31日付けで認定農業者として認定した旨の通知があったことを受けて、別添のとおり南陽市長から本委員会に対し、報告があったものであります。

さらに、14ページ、令和8年4月14日付け農第121号で、南陽市長から本委員会に対し、令和8年7月1日付けで6件を認定農業者として認定、また1件を令和8年4月14日付けで計画変更を認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

以上、ご報告いたします。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第7号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただ今上程されました、報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が11件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長 ただ今、提案されました、報第8号について、ご説明申し上げます。

議案書は16ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 031㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

2番、3番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計3, 304㎡を、耕作者及び契約条件を変更するため、合意解約するものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計4, 128㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 044㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

6番、7番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人▲▲の■■■■■さんと同人の賃貸借契約 ▲▲字▲▲の現況畑 624㎡を、耕作者及び契約条件を変更するため、合意解約するものです。

島崎農地係長

8番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田が22㎡、外3筆の畑が1,775㎡ 合計1,797㎡を、所有権移転するため、合意解約するものです。

9番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計14,869㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

10番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計7,073㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

11番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計2,580㎡を、契約期間を変更するため、合意解約するものです。

以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、報第8号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第6 議第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長

ただ今上程されました、議第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転6件、賃借権設定4件の合計10件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長

ただ今、提案されました、議第14号について、ご説明申し上げます。

議案書は18から19ページになります。

はじめに、18ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

島崎農地係長

1 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ の田 1 4 2 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ の田 9 2 3 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外 2 筆の田 2, 0 0 8 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の現況畑 2, 2 3 9 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田が 2 2 m²、外 3 筆の畑が 1, 7 7 5 m² 合計 1, 7 9 7 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

6 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 1, 0 7 5 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、1 9 ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

7 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外 1 筆の畑 8 8 8 m²について、新規の 5 年で、毎年 1 1 月 3 0 日支払、金納となっております。

8 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外 1 筆の畑 8 4 8 m²について、新規の 5 年で、毎年 1 1 月 3 0 日支払、金納となっております。

9 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外 2 筆の田 6, 0 7 2 m²について、新規の 5 年で、毎年 1 1 月 3 0 日支払、金納となっております。

1 0 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外 1 筆の田 合計 2, 5 8 0 m²について、新規の 1 年で、毎年 1 1 月 3 0 日支払、金納となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1 番の現地調査について、5 番 松田繁徳委員より、報告をお願いします。

5 番

松田繁徳委員

現地調査のご報告をいたします。

▲▲字▲▲、この申請地はすべてが耕作され、周辺農地への影響がないことを確認しました。調査日は令和 8 年 4 月 2 1 日です。

議長（高橋会長）

次に、2 番と 6 番の現地調査について、私より、報告をいたします。

議長（高橋会長） No.2の案件でございますが田んぼは土盛り状態で、いわゆる自己保全です。草はかなり荒れておりまして、隣に■■■■さんの畑があって虫が入ってくるという状態で、そこを管理したいということでこれが成立いたしました。

■■■■さんは一生懸命やっている方ですので農地として利用できるようにするというところでございます。

それから6番につきましては、田んぼの減反扱いでありますけれども、草刈りなどきちんとやっておりますので周囲への影響はないものと判断してまいりました。以上です。

議長（高橋会長） 次に、3番の現地調査について、高橋義昭推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長 4月23日に高橋委員よりご報告をいただいております。
申請地は作付はされていみせんでしたが、草刈されて管理されており、周辺農地に影響がないことを確認したとご報告いただいております。

議長（高橋会長） 次に、4番の現地調査について、9番山岸誠委員より、報告をお願いします。

9番
山岸誠委員 4月21日に現地調査をしましてまいりました。作付けはされていみせんでしたが、草刈りなど管理されておりました。

議長（高橋会長） 次に、5番の現地調査について、安部淳一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長 4月24日に安部委員よりご報告をいただいております。
申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認したとご報告いただいております。
以上です。

議長（高橋会長） 次に、7番、8番の現地調査について、鈴木博徳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長 4月22日に鈴木博徳委員よりご報告をいただいております。
申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認したとご報告いただいております。
以上です。

議長（高橋会長） 次に、9番の現地調査について、鈴木晴士推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長 4月23日に鈴木晴士委員よりご報告をいただいています。
申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認したと
ご報告いただいています。
以上です。

議長（高橋会長） 次に、10番の現地調査について、片桐雅視推進委員より、調査し
ていただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長 4月23日に片桐委員よりご報告をいただいています。
申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響がないことを確認したと
ご報告いただいています。
以上です。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ござい
ませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

3番
安達芳紀委員 10番の■■■■さんと■■■■さんとの契約ですが、先ほど報第
8号での契約期間変更で一回解約されて、農地法第3条の3年間の契
約だったのですけれども、今回は1年間の契約で結び直しているの
ですが、これは1年ごとに賃借料を見直すなどの考えがあつての1年契
約なのですか。

島崎農地係長 ただいまご質問いただいた件、お答えいたします。
今回の申請につきましては、両者から3年間の契約期間を1年短縮
したいとの要望をいただいております、特に賃借料を増減させたい
とかそういったところの要望ではなく、受け人の方が3年間というス
パンでは少し長いということで、毎年毎年契約を継続するかどうか判
断したいということでの今回の申請に至ったということになります。
以上です。

議長（高橋会長） 他に質疑、意見はございますか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可
することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

- 議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 金子事務局長 ただ今上程されました、議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。
- 島崎農地係長 ただ今、提案されました、議第15号について、ご説明申し上げます。
議案書は20ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん外2名から、▲▲字▲▲ 外2筆の畑 合計35.91㎡を所有権移転し、雪捨て場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ の畑 749㎡を所有権移転し、駐車場等として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。
- 議長（高橋会長） ここで、現地調査について、7番 錦礼子委員より、報告をお願いします。
- 7番
錦礼子委員 4月17日に、私と松田繁徳委員、金子事務局長、小川事務局長補佐、島崎係長の5名で5条2件の現地調査を行いました。
この案件については、申請通りであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異義ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第16号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただいま上程されました、議第16号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和8年4月10日付け農第131号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃貸借権設定20件、使用貸借権設定6件、知事裁定による賃借権設定2件、賃借権移転6件の、合計34件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐 ただ今提案されました、議第16号について、ご説明を申し上げます。
議案書は21ページから29ページまでとなっております。23ページをお開きください。
中間管理機構を介して、貸付者から借受者に貸借権を設定するものになります。詳細をご説明申し上げます。

1 番については、▲▲の■■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」1, 1 7 2 m²を、▲▲の■■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間は R8. 7. 1 から R18. 11. 30 まで、賃料収受回数は 11 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

以下、2 3 ページの 2 番から 2 6 ページの 2 6 番までも同様に、貸付者から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を設定するものになります。

このたびは時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

次に、2 7 ページをご覧ください。知事裁定により賃借権を設定するものになります。

知事裁定による賃借権設定は、所有者不明農地制度を活用した利用権の設定になります。

所有者不明農地は、相続登記されていない等により、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない農地、もしくは所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない農地になります。

農地の登記名義人が亡くなられ相続人が相続放棄された場合や、何代も前から相続未登記の農地である場合など、共有持分の過半の同意を得るのが困難である時に活用できる制度になります。

所有者不明農地の利活用を促進するため、農業委員会の探索・公示手続きを得て、中間管理機構への利用権設定ができる仕組みになります。

それでは、ご説明申し上げます。

1 番については、▲▲の■■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」1, 3 9 6 m²を▲▲の■■■■■さんへ、▲▲字▲▲の「田」2, 3 2 7 m²を▲▲の■■■■■さんへ、賃借権設定するもので、契約期間は R8. 7. 1 から R13. 11. 30 まで、賃料収受回数は 6 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

2 番については、▲▲の■■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」1, 0 9 7 m²を▲▲の■■■■■さんへ、▲▲字▲▲の「田」3, 0 2 4 m²を▲▲の■■■■■さんへ、賃借権設定するもので、契約期間は R8. 7. 1 から R13. 11. 30 まで、賃料収受回数は 6 回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

次に、2 8 ページをご覧ください。賃借権の移転となります。

1 番については、▲▲字▲▲の「田」2, 1 3 0 m²を、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんへ賃借権を移転するもので、契約期間は R8. 7. 1～R12. 2. 28 まで、賃料支払回数は 4 回、賃料、年間賃料については記載のとおりとなっております。

以下、2 8 ページの 2 番から 2 9 ページの 6 番までも同様に、中間管理機構を介して、借受者に賃借権を移転するものになります。

このたびは時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

以上でございます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは、27ページ、知事裁定賃借権設定の2番について審議いたします。
ここで、2番 竹田壮芳委員の退席を求めます。

…………竹田壮芳委員退席…………

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

10番
倉田健三委員 亡くなっている方と、相続放棄した方がいるということで、年間賃料は誰に支払われるのですか。

小川事務局長補佐 法務局のほうに供託するという形で、預ける形になります。その後実際所有者が判明するかどうかですけど、判明しなければ最終的には国にお金が行くといった形になります。

議長（高橋会長） 他に質疑、意見はございますか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、2番 竹田壮芳委員の復席を求めます。

…………竹田壮芳委員復席…………

議長（高橋会長）

次に、お諮りいたします。
ただいまの議事参与案件 1 件を除く全 33 件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。議事参与案件 1 件を除く全 33 件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和 8 年 4 月 17 日付け南農委告示第 5 号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後 2 時 37 分)